

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年11月19日（平成27年（行情）諮問第677号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（行情）答申第657号）

事件名：特定トンネル工事における段階確認に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「北陸地方整備局長」又は「処分庁」という。）が行った平成24年8月23日付け国北整総情第323号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件の行政文書開示請求書で、特記仕様書第6条に基づき、坑門工の作業土工の段階確認の行政文書の開示を請求した。

原処分の行政文書開示決定通知書で、北陸地方整備局が、行政文書開示請求書の本件請求文書の特定について、平成24年9月21日になってから行政文書が特定不明であったとされるならば原処分の行政文書開示決定通知書を通知する前に、審査請求人に本件請求書の行政文書の特定について、一度も質疑をしておらず、処分庁が行政文書開示決定をしたことは不適切である。

また、同文書の不開示とした部分とその理由で、本件請求文書の特定が不明等と記載されていないので、行政文書が開示された、他の段階確認等の行政文書と同様に、本件請求文書に該当する段階確認の行政文書についても、本件の行政文書開示請求書は、同様に理解されていると解

積していた。

また、原処分の処分庁の行政文書開示決定通知書の、本件請求文書の坑門工の作業土工の埋戻し前の不可視部分の出来形の段階確認の行政文書の開示について、坑門工事の鉄筋工の段階確認が開示されていることは不適切である。

また、現在も原処分の行政文書開示決定通知書について、処分庁から、坑門工の鉄筋工の段階確認の行政文書の開示の件について訂正、または取り下げはないので有効となっている。

処分庁は、本件請求文書の坑門工の作業土工の段階確認の行政文書の特定を間違えて、原処分の行政文書開示決定通知書を通知したのではないか、と思う。

原処分の処分庁の行政文書開示決定通知書より、坑門工の鉄筋工の段階確認について、行政文書の開示をしているので、坑門工の作業土工の埋戻し前の不可視部分の出来形の段階確認について開示するよう、諮問庁にお願いする。

## (2) 意見書

ア 理由説明書（下記第3）の「以上のことから～」とされての「6 結論」とは、

- ① 法から、不開示とした理由は改ざんによるもので自然であり、
- ② 支出負担行為担当官北陸地方整備局長自身が、工事請負契約書（資料①）に「発注者と請負者は～信義に従って誠実に履行するものとする～」として、第1条は「～契約書～仕様書～に従い～履行しなければならない」

としている。

本件の特定トンネル工事は、入札の施工中から工事完了時までの特記仕様書の全部には、本件の特記仕様書第6条の段階確認は行うものとされている。

資料②の「2 不開示とした理由」では、「・～「坑門工→坑口付工、坑門工→作業土工が設計図面と違う施工をしていましたが、これについての指示書、または工事打合せ簿のすべて」とあるが～当該文書はなく～不開示とした」となっている。

しかしながら、理由説明書は、「公共工事の入札及び契約の適正化法」の3条の「入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること」及び「入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること」等に、仮に違反等の疑い（上記から、入札時から施工中の完成までに行うものであるとする契約図書の特記仕様書の本件の段階確認について、工事完了後になってから、理由説明書で、官側から恣意的に「3（2）

イ「～必要のないもの～」という，これは一般論で，時の特記仕様書の単なる方針に過ぎないことをもって，工事完了後に，入札時の契約図書の事項を，役人が公然と「法の遡及」のような類の理由説明書で，これから，諮問庁自身が，「5 原処分に対する諮問庁の考え方について」，「6 結論」において，行政文書の不開示からこれを棄却の相当の理由にしている3（2）イ「～必要のないもの～」としていることは，入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず，適正化が図られず，かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで国民からは自然で，また契約された適正な公共工事が確保されないという行為）で自然である。

公共事業の入札時の事項について，官側が知りうる情報から恣意的に遡及して，入札後の工事完了後に，理由説明書の3（2）イ「～必要のないもの～」ということは，国民からは，入札に，官側からは，トンネル工事で一般的ではない条件（段階確認など）を，入札公告（建設工事）することで，仮に入札の（公共事業の入札後の工事完了後から，理由説明書の言う一般論から必要ないという）契約図書の特記仕様書の事項により（不当に）入札価格の上昇をさせられたり，あるいはこれで辞退で，またそのおそれ，入札後の工事完了後は，官側が恣意的に，一般論で，時の特記仕様書の単なる方針に過ぎないことをもって，工事完了後に，入札時の契約図書の事項を役人が公然と「法の遡及」のような類から遡及して，理由説明書の3（2）イ「～必要のないもの～」というのでは，これは国民から，仮に【新たな官製談合の手法の出現のおそれ】と思われて自然で，これでは入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず，適正化が図られず，かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで国民からは自然で，また契約された適正な公共工事が確保されない（契約図書の段階確認が実施されない完成）という，これは，仮に【新たな官製談合の手法の出現のおそれ】（という官側の不法行為等によるもの）と思われて自然の理由説明書で破綻で自然である。

これでは，国民から，理由説明書に，仮に【新たな官製談合の手法の出現のおそれ】と思われて自然であるような（不法行為等の）主張がなければ，諮問庁は，「6 結論」で「～文書特定が誤りであるため，これを取り消すこととしたい」として自然であった訳である。

また，【一般的なトンネル工事の入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば，原処分の文書特定は可能】であったことから，諮問庁の「6 結論」とは，仮に建設業法など

に違反のおそれから重大な瑕疵のおそれのある「6 結論」で自然であって、これでは法の諮問庁の「6 結論」の棄却に相当する正当な理由とはならない。

国民から、理由説明書は、支出負担行為担当官北陸地方整備局長からの完成（検査合格通知書（資料③））とは、《公共事業の入札の契約図書に関し誠実な行為の完成》は当然のことから、本件の入札時の段階確認の行政文書の特定について《行うものであるが》が、という本件の行政文書の保有は当然としなければならないで自然である。

しかしながら、理由説明書の《（入札時の契約図書の事項の、本件の行政文書が）存在し得ず、不存在》という身勝手な主張とは、国民から《北陸地方整備局の入札のあり方・北陸地方整備局の請負契約に関し誠実な行為からの完成のあり方》について、公正取引委員会、会計検査院などから問われる事態であって、契約図書の事項の本件の段階確認が、設許図面通りとはなっていないということから施工中において、監督員から本件の段階確認を拒否されて、情報公開から本件の段階確認は実施をされておらず、完成（検査合格通知書（資料③））では、理由説明書は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず、適正化が図られず、かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで、国民からは自然なことで、官側だけが知りうる、時の特記仕様書（ひな形）等の情報から、入札後に工事完了後に、官側が入札時の事項を恣意的に遡及をしてまでの契約された適正な公共工事が確保されない（情報公開から、本件の段階確認は実施されていない）ということをして「記載の不備」、「必要ないものであった」にするという、仮に、これは【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】の言い訳で自然の理由説明書は破綻で自然である。

これはどのような工事の入札時の契約図書の如何なる事項についても官側が恣意的に遡及して適用可能なことで、入札後の工事完了後に、官側だけが知りうる情報から恣意的に遡及して、あれは「記載の不備」、「必要ないものであった」にするというもので、これは、仮に【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】の言い訳で自然で、これでは、仮に公共工事の行政文書に官側だけが知りうる情報から恣意的に遡及から法は、仮に無意味に近いものとされるおそれ、諮問庁がこれから結論では、もはや救いがたいで自然で、これでは国民からも、仮に（悪しき）慣習というべき《北陸地方整備局の入札のあり方・北陸地方整備局の請負契約に関し誠実な行為からの完成のあり方》について、公正取引委員会、会計検査院などから

問われる事態で自然である。

国民から、理由説明書は、仮に【新たな官製談合の手法の出現のおそれ】・【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】という、国民の公共事業の入札の信頼を著しく損なう理由説明書の主張で自然である。

北陸地方整備局競争契約入札心得の、第1条（目的）で「～会計法～その他の法令に定める～」としている。

本件の発注者の支出負担行為担当官北陸地方整備局長は、工事請負契約書（資料①）の通り、「上記の工事について～公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする～」として、工事請負契約書第1条「発注者及び請負者は、この契約書に基づき～仕様書～に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない」としている。

資料④から、北陸地方整備局長が「2 不開示と理由」で「特記仕様書第6条の坑門工の段階確認は～行うものであるが～実施した事実は確認できない～指示書等も確認できない～不開示とした。」としている。

特定年月日A付け北陸地方整備局道路工事課長の押印の文書（資料⑤）から、「・坑門工 坑門工の作業土工については、設計図書どおりの施工となっておりませんでした～」としており、本件の段階確認の実施だけではなく、実際の工事でも、本件の第6条の段階確認が出来るものでなかったことを、北陸地方整備局が認めている。

国民から、これでは本件の行政文書もその工事も無い完成（資料③）では、理由説明書とは、上記の【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】で自然である。

国民から、理由説明書の、入札について、入札後の工事完了後からの3（2）イ「本件～一般的なトンネル工事において～必要のないもの～」となどしているが、しかしながら、建設業法からも【一般的なトンネル工事においての入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】は当然である。

理由説明書は、【一般的なトンネル工事の入札のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であったという重要なことを述べておらずに（あるいは述べられずに）破綻した理由説明書で自然である。

つまり、官側が知りうる、時の特記仕様書ひな形がどうであろうが、あるいは何の建設工事であろうが、北陸地方整備局は【一般のトンネル工事の入札のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で

完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であったという法の行政文書の特定について、極めて重要なことを述べておらず、これでは入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず、適正化が図られず、かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで国民からは自然で、また契約された適正な公共工事が確保されない（本件の段階確認が実施されていない）ではもはや国民から、理由説明書は、仮に【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】でも自然であって、破綻した理由説明書で自然である。

国民から、理由説明書の、入札時の契約図書の事項について、入札後に、工事完了後に、完成後（資料③）に、3（2）イ「本件～一般的なトンネル工事において～必要のないもの～」となど支出負担行為担当官北陸地方整備局長の入札公告（建設工事）、発注者などの職務、《北陸地方整備局の入札のあり方・北陸地方整備局の請負契約に関し誠実な行為からの完成のあり方》などについて、公正取引委員会、会計検査院などに通報すべきことで自然で、何故なら公共工事では工事の大小を問わず、役所に入札後に業者が契約図書の特記仕様書等について、（入札前に公告されており、それで公正な入札をしながら）他の工事ではありませんよ、など、仮に不法行為等のおそれでも泣きついても、官側は真面目（法令に基づき）に「契約図書のとおりの工事をして下さい」とは当然だからである。

つまり、入札の建設工事では、仮に、相当の工事の費用を支出しても、入札時の契約図書の段階確認を当然に実施して、請負契約に関し誠実な行為でなければならないのが当然であるが、しかしながら、これが入札後に、公示完了後に、完成（資料③）後に、官側が恣意的に遡及して「入札時の契約図書の段階確認は必要はない」とすれば、これは国民から、仮に公共工事の入札に係わる不当な利益（上記の、仮に、相当の工事の費用の支出が利益）となっても自然だからである。

※ 公共事業の入札時の契約図書の一部の事項を、入札後に、公示完了後に、官側から恣意的に遡及してもらい必要のないとするだけでも、公共工事では、これにより仮に不当なおその利益を得ることができるおそれがあるのである。

理由説明書の3（2）「イ 本件工事特記仕様書」に「～記載の不備により～」としているが、しかしながら、北陸地方整備局は、入札公告（建設工事）後に、入札者各位に、「交付した～「特記仕様書」～資料を差し替え～」としており、この【差し替え資料】の特記仕様書では、特記仕様書第6条は対象としておらず、かつ本件の特定トンネル工事は、入札の施工中から工事完了時までの特記仕様

書の全部には、本件の特記仕様書第6条の段階確認は行うものとしている。

国民から、理由説明書の、仮に【新たな官製談合の手法の出現のおそれ】と思われて自然であるような、公共事業の入札の信頼について重大な影響を及ぼすおそれの仮に不法行為等は、支出負担行為担当官北陸地方整備局長、かつ発注者自身が、本件の工事請負契約書に「発注者と請負者は～信義に従って誠実に履行～」としておりながら、本件の理由説明書で、入札時の契約図書の事項の段階確認を実施していないという事実の発覚について、理由説明書の3(2)「イ 本件工事特記仕様書」に「～記載の不備により～」としているが、しかしながら、北陸地方整備局は、入札公告(建設工事)の後の、入札前に、「特定トンネル工事 差し替え資料」として、「交付した～「特記仕様書」～資料を差し替え～」としており、この【差し替え資料】の特記仕様書では、特記仕様書第6条は対象となっていないのであるから、入札者各位に、入札時に特記仕様書の第6条段階確認は必要な事項となっており、また官側が、既に、入札前に入札者各位に【差し替え資料】として十分に特記仕様書の内容を確認していることからすると、入札後の、公示完了後からの、理由説明書の3(2)「イ 本件工事特記仕様書」に「～記載の不備により～」とは、国民から入札の透明性、適正、公正などから、仮に信じ難い疑いに足ることで自然であって、かつ国民の入札の信頼を著しく損なう行為で自然である。

国民から、官側が既に入札前に【差し替え資料】で、十分に特記仕様書を確認していることからすると、理由説明書の3(2)「イ 本件工事特記仕様書」に「～記載の不備により～」は、その理由として、あり得ないことで自然である。

国民から、理由説明書は、まさに入札そのものについて係わる案件という《北陸地方整備局の入札のあり方》について、官側が、入札の事項を、入札後に、工事完了後に、記載の不備から必要のないとして、仮に官側が(本件の行政文書が実施されないことは、請負契約に関し不誠実な行為のおそれ、これで支出負担行為など不法行為等の)完成(資料③)について、都合がいいように官側から恣意的に遡及するという(仮に不法行為等の)主張をしても、理由説明書は、北陸地方整備局は【一般のトンネル工事の入札のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成(資料③)であれば、原処分は、文書特定は可能】であったということから法の行政文書の特定について、極めて重要なことを述べる事が出来ない程度(あるいは【一般のトンネル工事の入札のように《入札時の請負契約に

関し誠実な行為》で完成（資料③）であれば、原処分は、文書特定は可能】を述べると、記載の不備から必要のないなどを理由説明書自身で否定することになる）であって、理由説明書は破綻している。

理由説明書は、本件の文書特定について、入札公告（建設工事）から入札時までの間についての、時の特記仕様書のあり方の一般論の方針を述べているに過ぎないで自然である。

本件の行政文書は、北陸地方整備局競争契約心得の、第1条（目的）で「～会計法～その他の法令に定める～」としていることからであって、理由説明書は入札時の入札の契約図書の事項について含めており、これでは建設業法を所管からの理由説明書の主張の全部について、北陸地方整備局競争契約入札心得の、第1条（目的）で「～会計法～その他の法令に定める～」として入札等を所管する他省（他の国務大臣）、公正取引委員会、会計検査院などからの一致する担保がないと、国の行政機関の主張といえず（何故なら行政機関が公正取引委員会、会計検査院から指摘等とは例年のことで存在するからである）、また北陸地方整備局は【一般のトンネル工事の入札のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成（資料③）であれば、原処分は、文書特定は可能】であったことから、これでは、国民から、仮に北陸地方整備局の入札等の欠陥のおそれを含める理由という《北陸地方整備局の入札のあり方・北陸地方整備局の請負契約に関し誠実な行為からの完成のあり方》に係わる案件からの理由説明書の主張で自然である。

理由説明書で、入札の事項を、官側だけが知りうる情報から恣意的に遡及して、入札後に、工事完了後に、完成（資料③）後に、記載の不備から必要のないという主張は、国民からは、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず、適正化が図られず、かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで国民からは自然で、また契約された適正な公共工事が確保されないことであって自然から、公正取引委員会、会計検査院、訴訟の法務省など、入札の北陸地方整備局競争契約入札心得から「会計令～その他の法令に定めるもの」について所管する他省（他の国務大臣）から、本件の北陸地方整備局の入札のあり方、かつ完成等について、担保されない理由説明書の主張からでは、仮に北陸地方整備局という一部署だけの理由（何故なら行政機関が、公正取引委員会、会計検査院から指摘等とは例年のことで存在するからである）は、情報公開・個人情報保護審査会の審理は不可能で自然であって、何故なら、理由説明書では入札において【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成（資料③）

であれば、原処分は、文書特定は可能】であることについてすらも、一切に述べていない。

理由説明書は、時の特記仕様書の方針の一般論の説明に過ぎないので、入札時の契約図書の段階確認は、入札後に、工事完了後に、官側が知りうる情報から遡及して「一般的な～必要のないもの」と勝手に断定をしているが、では、これは入札時の段階確認を入札後に、工事完了後に、完成（資料③）後に、「一般的」な理由なら関東地方整備局など全国の地方整備局でも、【入札時の特記仕様書の段階確認の実施について、【～一般的に～必要のないもの～】として入札後に、請負契約の請負者が、関東地方整備局など全国の地方整備局でも入札時の段階確認を実施しなくてもいいことなのか】、という諮問庁の「6 結論」に係わる部分について、理由説明書の主張は断定ができないものからという「6 結論」の、棄却は、破綻しており、また、理由説明書は、何かこれが、「～一般的に～」と常識のようにしながら、実態は、これは関東地方整備局など全国の地方整備局で一般的に通じる【入札時の特記仕様書の段階確認の実施について、【～一般的に～必要のないもの～】として入札後に、請負契約の請負者が、関東地方整備局など全国の地方整備局でも入札時の段階確認を実施しなくてもいいことなのか】ことなのかという説明すらも出来ない程度という【時の特記仕様書の一般的な方針の説明に過ぎないもの】であって理由説明書は破綻している。

これでは国民らは、要は、入札時の契約図書の設計図面の工事（資料⑤）も、また入札時の段階確認も、実施した事実はない（資料④）という完成（資料③）で、国民からは、仮に北陸地方整備局はいい加減で自然で、これは一般的な《北陸地方整備局の入札のあり方・北陸地方整備局の請負契約に関し誠実な行為からの完成のあり方》について、公正取引委員会や会計検査院などは何をしているのかという、公正取引委員会や会計検査院の職務に国民の信頼で自然である。

北陸地方整備局競争契約入札心得の、第1条（目的）で「～会計法～その他の法令に定める～」として入札からであるから、仮に、本件について、理由説明書の公共事業の入札の契約図書の事項に関する案件について、公正取引委員会、会計検査院、入札の法令を所管の他省（他の国務大臣）、訴訟を担当する法務省などからも、担保されないものならば、あるいは、仮に理由説明書は他省（あるいは他の国務大臣）からも一致した意見ではないなら、もはや理由説明書の取り消しも自然である。

本件は、入札公告（建設工事）は、支出負担行為担当官特定×北陸

地方整備局長であって、また発注者は、行政文書開示から、特定年月日B、支出負担行為担当官特定Y北陸地方整備局長、特定年月日C、支出負担行為担当官特定Z北陸地方整備局長である。

また、北陸地方整備局は、入札公告（建設工事）後に「特定トンネル工事 差し替え資料」として、「交付した～「特記仕様書」～資料を差し替え～」としており、この【差し替え資料】の特記仕様書は、特記仕様書第6条は対象となっていないのであるから、入札者各位には、特記仕様書第6条は必要な段階確認となっている。

また、特記仕様書は、本件の特記仕様書第6条の段階確認から必要となっている。

また、施工計画書の段階確認（資料⑥）から、本件の特記仕様書第6条の段階確認から必要となっている。

また、総括監督員特定所長から、「監督体制強化対象工事について」の通知（資料⑦）をされている。

しかしながら、本件の総括監督員特定所長から、「監督体制強化対象工事について」を通知されているが、本件の、入札時の契約図書の特記仕様書第6条の段階確認が、上記から真正に無い（資料⑤参照）という、極めて異常な事態の監督体制での完成（資料③）となっている。

また、特記仕様書とは、北陸地方整備局土木工事共通仕様書（資料⑭）第1編共通編、第1章総則、第1節総則、1-1-1運用「3契約書に添付されているから～特記仕様書～記載された事項は、この共通仕様書に優先する」としている。

また、同文書の1-1-2用語の定義「7 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとに規定された特記仕様書を総称していう」としている。

また、工事請負契約書（資料①）の通り、本件の発注者の支出負担行為担当官北陸地方整備局長は「上記の工事について～公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする～」として、工事費負契約書第1条「発注者及び請負者はこの契約書に基づき、～仕様書～に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない」としている。

国民からは、入札時の契約図書の仕様書の第6条の段階確認を実施しないが、しかしながら完成（資料③）し、支出負担行為があったことで自然である。

また、北陸地方整備局競争契約入札心得の、第1条（目的）で「～会計法～その他の法令に定める～」として、第4条では、「入札参加者は～仕様書～熟覧のうえ、入札～」としており、まさに入札の

仕様書の事項とは、入札の適正と公正と透明性を左右する重要な事項で、入札において【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であることは情報公開・個人情報保護審査会の審理で重要なことである。

本件は、入札公告（建設工事）は、支出負担行為担当官特定X北陸地方整備局長であって、また発注者は、支出負担行為担当官特定Y北陸地方整備局長、支出負担行為担当官特定Z北陸地方整備局長であって、では特定X北陸地方整備局長、特定Y北陸地方整備局長、特定Z北陸地方整備局長の3名による【入札説明書等の交付について（配布目録）】として【入札者各位 特定トンネル工事 差し替え資料】とまでしておりながら、入札後の工事完了後に、理由説明書の（2）イ「～記載の不備により～必要のない～」とは、仮に、本件の、入札の（公共事業の入札後の工事完了後から、理由説明書のいう一般論から必要ないという）契約図書の特記仕様書の事項により（不当に）入札価格の上昇をさせられたり、あるいはこれで辞退で、またそのおそれではこれでは入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず、適正化が図られず、かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで国民からは自然で、また契約された適正な公共工事が確保されないという、本件の監督体制強化対象工事（資料⑦）の段階確認が実施した事実はないという完成（資料③）であって、特定X、特定Y、特定Zという3名の支出負担行為担当官北陸地方整備局長としての職務上の責任（重大な過失）は重大で自然である。

理由説明書では本件について、（2）イ「～記載の不備により～一般的なトンネル工事～必要のない～」としているが、しかしながら特定年月日A、北陸地方整備局道路工事課文書（資料⑤）で「～設計図面どおりの施工となっております～」として、本件の段階確認を実施することも出来ないことを認めており、これは【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であることから、仮に国民から【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】と思われて自然である。

また、重要なことは、入札時から施工中は、本件の第6条の段階確認は必要としていた事実であって、これは、後からなって理由説明書から、官側が、どのように「～記載の不備～必要のない～」と恣意的に遡及しても、入札時から施工中は第6条の段階確認は必要としていた事実とは、これは変えることが出来ない事実であって、この

事実を理由説明書は否定（仮に、歴史の改ざんのような行為が、日本国の行政機関の理由説明書となっており、更にこれをして、諮問庁の職務上の権限による「6 結論」となっているもので自然である）できないのであって、何故なら、特定トンネル工事は、特定年月日Dに、特定監督員から設計図面の通りの施工していない旨で、本件の第6条の段階確認を拒否された訳で、では当時の特定監督員の設計図面の通りの施工していない旨から、本件の第6条の監督体制強化対象工事の段階確認を拒否であったが、しかしながら、支出負担行為担当官北陸地方整備局長の完成（資料③）だが、【一般的なトンネル工事においての入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】である。

特定X北陸地方整備局長は、入札公告（建設工事）をして、北陸地方整備局競争契約入札心得を徹底しており、また特定Y北陸地方整備局長、職務を引き継ぐ特定Z北陸地方整備局長は、本件の工事請負契約書（資料①）において、「～誠実にこれを履行～」としているが、では、本件の特記仕様書第6条の契約図書の段階確認という坑門工が完成する前の不可視部分とは「DISK13」の「517／681」（資料⑧）・「527／681」（資料⑨）・「528／681」（資料⑩）からも、本件の段階確認に実施の設計図面（資料⑪）の通りの施工とは違う写真となっており、特定年月日A北陸地方整備局道路工事課長の押印の文書（資料⑤）にて、「・坑門工 坑内工の作業土工については、設計図書どおりの施工となっております～」の通りに設計図面の施工とは違う写真となっている。

このことは、理由説明書では、本件の段階確認の行政文書も工事も無いから真正で無いという、要は真正で無いから無いので不開示、不存在について、特定X、特定Y、特定Zの3人の支出負担行為担当官で発注者の北陸地方整備局長の国家公務員の職務に都合が悪いのか、本件の段階確認の行政文書も工事も無いから真正で無いということは、何故か記載されていない理由説明書で破綻である。

情報公開・個人情報保護審査会は審理について、上記の本件の行政文書とは真正で無いを知ることは重要であって、何故なら【一般的なトンネル工事においての入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であるのだから、本来は、では部分開示の可能性も含めて論じるべきであって、本件の段階確認の行政文書の全面不開示（原処分文書特定を誤り、これを棄却とは全面不開示である）だが、この何故に本

件の行政文書の部分開示も出来ないのかというままでの情報公開・個人情報保護審査会の審理のおそれという、理由説明書は破綻で自然である。

理由説明書は、本件は、上記から真正で無いのだから部分開示も出来ないということを法に論じていない程度のものから理由説明書は破綻している。

すると真正で存在しない行政文書の開示という原処分の内容は真正の誤りであって、真正で無いから部分開示も出来ないことでは、法から、諮問庁の原処分を棄却とは、この真正で無い行政文書が、法からは存在する原処分という内容であって、これは国民から法の破綻で自然で、諮問庁自身も職務で知るところの「原処分は内容からして真実性がないという真正の虚偽の公文書」となって自然であるについて情報公開・個人情報保護審査会は知らない、論じないと、理由説明書の「6 結論」の棄却が相当について論じることを含めて、情報公開・個人情報保護審査会は審理しないと、部分開示がまったく出来ないことの審理もできない。

また、情報公開・個人情報保護審査会の審理では、一般のトンネル工事を含めて公共事業は、仕様書通りに施工しないと検査は受けられないのだが、上記から共通仕様書よりも優先される入札時の特記仕様書の段階確認の事項を実施をしないで完成（資料③）という、仮に上記の不法行為等のおそれについて、【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であることから、特定X、特定Y、特定Zという3人の支出負担行為担当官北陸地方整備局長の職務に係わることから、理由説明書は本件の行政文書の特定が何故に出来ないことについてすら、説明していない訳（あるいは仮に不法行為等のおそれについて、理由説明書は期待可能性が無いので事実の説明が不可能で自然である）では、部分開示はどうかとも審理が出来ず、理由説明書は破綻している。

これは理由説明書において重要であるが、何故ならこの理由説明書の理由に基づく「6 結論」の「以上のことから～」とは、「5 原処分に対する諮問庁の考え方」（2）において、「～必要がないことから～不開示としたい」からであるが、しかしながら、一方の役人は、（2）ウにおいて、「～記載の不備～本来一般的なトンネル工事において～必要ないものであった」などという、どうにでも理解できるようにしているが、何故なら、更に詳細に説明を求められると、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず、適正化が図られず、かつ公正な競争が促進されることを強烈に

阻害することで国民からは自然で、また契約された適正な公共工事が確保されないことから、公正取引委員会、会計検査院などから《北陸地方整備局の入札のあり方・北陸地方整備局の請負契約に関し誠実な行為からの完成のあり方》についての整合性等から、理由説明書は、「単にトンネル工事の、時の特記仕様書の一般論から、この段階確認は、必要の無いとただで、北陸地方整備局競争契約入札心得の、第1条（目的）で「～会計法～その他の法令に定める～」からも、本件については公共事業の入札の透明性、公正、及び適正を保つこと、及び建設業法から、請負契約に誠実で、個別の入札時の契約図書として工事請負契約書（資料①）の「～信義に従って誠実にこれを履行～」などからも、請負契約に関し誠実な行為などからも、入札時の契約図書の通りの段階確認の実施は行うものというのとは当然のことである」という意味であるという程度で自然である。

理由説明書では、役人はこれが行政文書の不開示の理由に相当（（身内だけの方針から）必要のない≠不開示）としては述べておらず、かつ「4 本件対象文書について」においても行政文書の不開示の理由は一切に述べられていない。

要は、役人は理由説明書において、単に特定X、特定Y、特定Zの支出負担行為担当官で発注者の北陸地方整備局長の3名の国家公務員の職務上の入札等に重大な過失を認めて、これは【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定可能】であることを建設業法からも肯定であって、かつ一般的にこのようにしたいという単なる、時の特記仕様書の方針に過ぎないものを、諮問庁自身が、「5 原処分に対する諮問庁の考え方」（2）において、役人からは「一般的なトンネル工事～必要がない」としているだけで、これを不開示の理由とはしていないのであるが、しかしながら、諮問庁だけが「～必要ないことから～不開示としたい」として諮問庁自身の職務上の権限で、「6 結論」の「以上のことから～棄却」としている。

しかしながら、諮問庁は【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であることは当然であることを論じると、これについて、（行うものであるが実施していない→文書特定を誤った原処分を取り消す）から「6 結論」でまず先にあった結論の「取り消すこととしたい」とされることは自然である。

上記から、仮に「原処分の公文書の内容に真実性は真正で無い」と

ということから法からも「原処分は虚偽の内容の公文書」で自然であって、理由説明書で「6 結論」で、取り消すことが自然であるが、これでは「6 結論」で、棄却する職務上の責任は、役人からの意見ではなく、諮問庁自身の職務上の権限にあったとせざるを得ないもので、国民の信頼と極めて重大に乖離する理由説明書の「6 結論」とは諮問庁自身の職務上の権限の責任にあったとせざるを得ないで自然である。

国民からすると、これでは、仮に、一般論で、真面目に公共事業の入札をして、入札の事項について、たとえ相当の工事費でも、請負契約に関し誠実な行為で工事をすることが馬鹿を見る、で自然であって、仮に諸外国の建設会社からも、これが日本の地方整備局の入札の参考（官側の知りうる情報から恣意的な遡及など）で自然であるのだが、諮問庁は、理由説明書の上記の3（2）イ「～必要のないもの～」を含めて「以上のことから～」とされての「6 結論」の棄却となっており、これが国民の信任の諮問庁自身の職務上の権限による結論とは到底信じ難いので、情報公開・個人情報保護審査会の審理の以前に、もはや理由説明書を取り消されても自然である。

#### イ 行政文書の（部分）開示と不開示について

本件の行政文書について、特記仕様書第6条の、坑門工→作業土工→埋戻し前→作業土工おける→作業土工における不可視部分の出来形（設計図の対比）は、実施した事実は、情報公開からも確認できない。

（入札時の事項の本件の特記仕様書第6条の段階確認の実施をした事実は確認できないが、）特定年月日C、北陸地方整備局長に、請負者は、完成通知書（資料⑫）を通知する（これからでは、一般的には、本件は開示となる。）。

しかしながら、理由説明書は、仮に建設業法28条に違反する疑いの不法行為等について、仮に、国家公務員の職務として理由説明書で、仮に、理由説明書のいう3（2）イ「～必要のないもの～」とは、請負契約に関し不誠実な行為について、仮に、【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】で破綻して自然である。

これは、仮に本件の第6条の段階確認は普通に行われていれば、設計図面（資料⑪）では、坑門の背面部と作業土工面には、幅が確保されて、密着をしていない構造から、（資料⑬）の「2 不開示とした理由とその説明」に「坑門本体工～裏面排水工と坑門本体工の鉄筋のかぶりが確認される～保有していない～」となっている事態にはならなかった訳である。

これでは、トンネルの入り口の鉄筋コンクリート工の坑門工の内部

に設計図面にない異物が混入して、鉄筋のかぶりがどの程度に確保されているのか不明となっており、仮に、これで鉄筋のかぶりが不足していると既に鉄筋が腐蝕で膨張等のおそれである（一般には鉄筋のかぶりの重要性は知らないでも自然であるが、かつての新幹線の橋脚の鉄筋がむき出しの映像でわかると思う。）。

国民から、本件の特記仕様書第6条の段階確認を、情報公開から実施した事実は確認できないという、完成通知書（資料⑫）の通知の完成から、仮に、既に開通のトンネルの入り口で鉄筋の腐蝕の膨張等であっては、適切に第6条の段階確認を実施しないことにより、仮にも国道の安全に危害を及ぼすおそれでは、仮に建設業法28条に違反の疑いでも自然である。

仮に、特記仕様書第6条の段階確認を実施して、完成（資料③）していれば、既に開通のトンネルの入り口の坑門の背面は密着の施工ではないから、これによる鉄筋の腐蝕の膨張等は防げたものであるなら、理由説明書の3（2）イ「～必要のないもの～」について、国民からは、仮に、【新たな官製粗雑工事の手法の出現のおそれ】で、理由説明書は破綻して自然である。

また、かつて特定監督員から拒否された本件の契約図書の特記仕様書第6条の段階確認を、その後も情報公開から実施していないのだが、これで支出負担行為担当官へ完成通知書（資料⑫）の通知でないならば、仮に、（資料⑬）の「2 不開示とした理由とその説明」に「坑門本体工～裏面排水工と坑内本体工の鉄筋のかぶりが確認される～保有していない～」となっている事態にはならなかった訳であるなら、仮に、特定トンネル工事の工事請負契約書第44条第2項に該当も自然で、請負契約に関し誠実な行為の工事であれば本件の行政文書は既に開示されており、また、その後の原処分の審査等の事態とならない。

国民からは、仮に、他の地方整備局のように、真面目に入札時の特記仕様書の段階確認をしている業者が馬鹿を見ることが、原処分の審査の不開示となっているもので自然である。

理由説明書では、「～各地方整備局の実情～一般的～必要のないもの～」とまでするのなら、では理由説明書がいう、関東地方整備局など他の各地方整備局についての入札から完成の実情（情報公開から）から、入札時の契約図書の段階確認の実施が確認されていないことの完成（資料③）について（本件は完成後だが行政文書が不開示となっている）、これは関東地方整備局など他の各地方整備局の実情からでも、建設業法からも当然のことである、とまで説明が出来ない程度の主張なら、行政機関が、公正取引委員会、会計検査院

から指摘等とは例年のことで存在から、理由説明書の主張とは、何らの説得性は無い程度で、破綻で自然である。

本件の坑門はウイング式の面壁型坑門で、坑門背面土圧を受けるのだが、坑門自身は自立せず、覆工コンクリートと一体となる構造である。

ウ 諮問庁は、理由説明書で単に棄却とせずその前に「～文書特定が誤りであるため、これを取り消すこととしたい～」としており、ありのままの情報公開という論点からも、取り消しをすべきであると考える。

理由説明書で、役人は「～必要のない～」としているが不開示の相当の理由としておらず、これは上記から、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されず、適正化が図られず、かつ公正な競争が促進されることを強烈に阻害することで国民からは自然で、また契約された適正な公共工事が確保されていなかった（本件の段階確認が実施されてない完成）ということについて、公正取引委員会、会計検査院、訴訟の法務省など、入札の所管の他省（他の国務大臣）も同意見なのか、真偽不明をもって、かつ「原処分は内容に真実性がない公文書」と知ったうえでの「6 結論」の棄却は、諮問庁自身が職務上の権限で判断されたものである。

理由説明書から、諮問庁は職務の「6 結論」において、【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は可能】であることだが、しかしながら、行政文書は保有していないことから不開示で、逆に入札時の特記仕様書の事項に無い事項から【一般的なトンネル工事における入札後のように《入札時の請負契約に関し誠実な行為》で完成であれば、原処分は、文書特定は不可能】で、そもそも行政文書は不存在である。

だから【不開示≠不存在】で自然で、理由説明書は、時の特記仕様書の一般論の方針に過ぎないことが、税金の工事の入札の個別の案件で《入札時の請負契約に関し誠実な行為》等（契約図書の内容の段階確認を実施すること）を否定する不法行為等を、理由説明書をもって、国家公務員の職務として正当な行為との主張なら、これは特定の国家公務員の職務上の行為という責任あるものとされたい。

この、仮に、理由説明書で、上記の税金の工事の入札の個別の案件で《入札時の請負契約に関し誠実な行為》等（契約図書の内容の段階確認を実施すること）を否定する、仮に、不法行為等の主張とは、諮問庁自身の職務上の行為によることか、あるいは役人なのか。

補足：理由説明書のいう処分庁の3（2）イ「～必要のないもの～」

というのは、例えば北陸地方整備局の七尾トンネル工事，小栗トンネル工事，麻生トンネル工事などの坑口部についての仮に言い訳を含むも自然であるが，しかしながら，特定トンネル工事の本件について，入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保され，適正化が図られ，かつ公正な競争が促進されることを阻害すること無く，また，契約された適正な公共工事が確保して，建設業法の請負契約に誠実な行為などからも，入札時の契約図書の通りの施工を行うべき，とは，諮問庁の職務として，これは当然のことであると考える。

（意見書の資料は省略する。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は，法に基づき，処分庁に対して，別紙の1に掲げる本件請求文書外3文書の開示請求を行った。
- (2) これを受けて，処分庁は，開示請求に係る文書に該当すると考える文書を対象文書として特定した上，法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し，審査請求人は，原処分で開示した文書のうち本件請求文書の文書特定に誤りがあるとして，坑門工の作業土工の埋戻し前の不可視部分の出来形の段階確認についての開示を求める等を主張する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起したものである。

#### 2 審査請求人の主張について

（省略）

#### 3 特定トンネル工事について

##### (1) 特定トンネル工事の概要

（省略）

##### (2) 本件審査請求と関連する特定トンネル工事において請負者から発注者へ提出される文書について

国として，公共工事を行うにあたり，工事請負契約の適正な履行を確保するため監督及び検査の実施にあたり，請負者に対して作成し提出させる文書のうち，本件審査請求と関連するものは以下のとおりである。

##### ア 北陸地方整備局土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）

共通仕様書は，北陸地方整備局管内における土木工事の工事請負契約書及び設計図書の内容について，統一的な解釈及び運用を図ること等により，北陸地方整備局と請負業者の契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

共通仕様書第1編第1章第1節1-1-2 3 施工管理8. において「請負者は出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い，

その記録及び関係書類を直ちに作成，保管し，完成検査時に提出しなければならない。」と記載されている。

さらに，共通仕様書中，本件審査請求と関係する以下の規定がある。

#### (ア) 段階確認

段階確認とは，施工段階において，監督職員が臨場等により，出来形，品質，規格，数値等を確認することをいい（共通仕様書第3編第1章第1節1-1-1用語の定義2.），当該確認にあたっては，請負者と共に臨場する。また，当該確認を行った際の書類（段階確認書）については，中間技術検査・完成検査時などに請負者は提出しなければならない。さらに，共通仕様書第3編第1章第1節1-1-6監督職員による検査（確認を含む。）及び立会等6.

（4）により，「請負者は，監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。」こととされている。

#### (イ) 出来形管理

出来形管理とは，契約に定められた工事目的物の出来形の確保を図るため，請負者が，出来形を共通仕様書付録7「土木施工管理基準及び規格値（案）」のうち，「出来形管理基準及び規格値（案）」に定める具体的な測定項目及び測定基準に基づき実測し，設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理することである。また，トンネルの出来形管理基準は，支保工，覆工，インパート工，坑内付帯工，坑門工（坑門本体工，明り巻工）が測定工種として記載されている。

#### (ウ) 写真管理

写真管理とは，共通仕様書付録7「土木施工管理基準及び規格値（案）」のうち，「土木工事施工管理基準」7. その他において，「請負者は，工事写真を施工管理の手段として，各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所（不可視）の施工状況，出来形寸法，品質管理状況等を写真管理基準（案）により撮影し，適切な管理のもとに保管し，検査時に提出しなければならない。」と記載されている。また，共通仕様書付録8「写真管理基準（案）」によれば，トンネルの出来形管理写真撮影箇所は，支保工，覆工，インパート工，坑門工（坑門本体工，明り巻工）が記載されている。

#### イ 本件工事特記仕様書

共通仕様書第1編第1章第1節に記載があるとおり，公共工事においては，共通仕様書の記載事項以外の事項を個別に仕様書に定めることが求められており，これを特記仕様書という。特記仕様書についても，主な記載事項については各地方整備局毎に地域の実情に即

して工種毎に標準的に記載すべき事項をとりまとめたもの（以下「特記仕様書ひな形」という。）を作成し、管内事務所に配布し意思統一を図っている。個々の工事の発注に際しては、担当事務所において、現場条件に応じたものに内容を追加、削除し作成する。

特定トンネル工事においても本件のみに適用される特記仕様書（以下、単に「本件特記仕様書」という。）を定めている。本件特記仕様書第6条に段階確認の確認時期及び項目が定められているが、記載の不備により、坑門工の作業土工の埋戻し前における不可視部分の出来形（設計図との対比）が確認項目として定められていた。この項目は特記仕様書ひな形にも記載がないように、本来一般的なトンネル工事において段階確認が必要のない作業行程であり、本件工事においても同様に必要のないものであった。

#### ウ 土木工事現場必携（以下「必携」という。）

北陸地方整備局では、土木工事の契約締結後、完成・引渡しまで、受発注者が工事の各段階で行う事項とその内容、その際活用する手引きやマニュアルについて説明した必携を作成している。

必携の「6. 完成・既済（完済）部分及び中間技術検査」中、6-1に「工事検査時に必要な書類一覧表」が掲載されており、番号7に段階確認書、番号11に出来形管理、番号14に写真管理（工事写真帳）、番号15に写真管理（工事写真ネガ帳）が記載されている。

#### 4 本件請求文書に該当する文書について

審査請求人は、原処分のうち本件請求文書に対する文書特定について不適切であると主張している。また、坑門工の作業土工の埋め戻し前の不可視部分の出来形の段階確認の行政文書の開示を求めていることから、本件請求文書に該当する文書は、本件請求文書及び上記3（2）を踏まえると、具体的に以下の文書と解することができる。

- (1) 特記仕様書第6条の規定の「段階確認における作業土工の埋戻し前の不可視部分」において、必携の「工事検査時に必要な書類一覧表」の番号7の「段階確認書」で、請負者から提出された「出来形」の段階確認書（文書1）
- (2) 特記仕様書第6条の規定の「段階確認における作業土工の埋戻し前の不可視部分」において必携の「工事検査時に必要な書類一覧表」の番号11の「出来形管理」で、請負者から提出された文書（文書2）
- (3) 特記仕様書第6条の規定の「段階確認における作業土工の埋戻し前の不可視部分」において必携の「工事検査時に必要な書類一覧表」の番号14及び15の「写真管理」で、請負者から提出された文書（文書3）

#### 5 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、上記4のとおり、文書1から文書3までの開示を求めていると考えられることから、諮問庁において文書1ないし文書3の保有の有無について検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 原処分の文書特定の妥当性について

処分庁に確認したところ、本件請求文書から特定すべき文書は必携の「工事検査時に必要な書類一覧表」の番号11の「出来形管理」で取得された文書のうち坑門工に係るものであると理解し、また、坑門は鉄筋コンクリートを元にして工事されたことを踏まえ、必携の「工事検査時に必要な書類一覧表」の番号11の出来形管理で取得された文書のうち、坑門工の鉄筋工に係る部分の文書を特定したとのことであった。

諮問庁としては、当該文書は、坑門工の「鉄筋工」に関する文書であり、審査請求人が開示を求める坑門工の「作業土工」に関する文書と異なるため、文書1ないし文書3に該当しないことから、原処分における本件請求文書に対する文書特定は、誤りであるとする。

(2) 文書1ないし文書3の保有の有無等について

上記のとおり、諮問庁としては、原処分の本件請求文書に対する文書特定が誤りであるとすることから、以下、文書1ないし文書3の保有の有無について検討する。

諮問庁として、処分庁に対し、文書1ないし文書3の保有の有無について確認したが、上記3(2)イ記載のとおり、一般的なトンネル工事の場合と同様、特定トンネル工事において、坑門工の作業土工の不可視部分の出来形については段階確認が必要がないことから、これに関連する文書は作成・保有していないとの回答を得た。

よって、文書1ないし文書3は存在し得ず、不存在であることから不開示としたい。

6 結論

以上のことから、原処分における本件請求文書に対する文書特定が誤りであるため、これを取り消すこととしたいが、審査請求人が求める坑門工の作業土工の埋め戻し前の不可視部分の出来形の段階確認の行政文書については、処分庁は作成・保有しておらず不存在であることから、本件請求文書の開示を求める審査請求人の主張は棄却することが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成28年11月1日 審議

⑤ 平成29年1月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件諮問について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の外3文書（併せて4文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を、その外の開示請求に該当する文書として特定の行政文書を特定し、それぞれ法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは不適切であり、本件請求文書の文言どおりに該当する文書を特定して開示すべきである等として、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは誤りであったため、原処分を取り消すこととするが、審査請求人が求める本件請求文書は保有していないため不存在であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁に対し、原処分において本件対象文書を特定した理由を確認したところ、本件請求文書に該当する文書は、特定トンネル工事における坑門の「坑門工」に係る文書であると理解し、同坑門は、鉄筋コンクリートを元にして工事されたことを踏まえ、「坑門工」の「鉄筋工」に係る文書を本件対象文書として特定したとのことであった。

しかしながら、審査請求人が開示を求める文書は、本件請求文書の文言から、「坑門工」の「作業土工」に係る文書であることは明らかであり、本件対象文書は「坑門工」の「鉄筋工」に係る文書であるから、処分庁による文書特定は妥当ではない。

イ ところで、本件請求文書について、審査請求人は、本件特記仕様書第6条の記載に基づき開示請求を行った旨主張していることから、同条の記載を確認したところ、特定トンネル工事の請負者は、一定の工種の施工段階において段階確認を受けなければならないと定められており、「坑門工」の「作業土工」については、「埋め戻し前」（確認時期）の「不可視部分の出来形（設計図との対比）」（確認項目）を段階確認することとされていた。しかし、このような段階確認は、一般的なトンネル工事において必要のない作業工程であり、

特定トンネル工事においても同様に必要のないものであって、実際にも行われておらず、よって、このような段階確認に係る文書（本件請求文書）は作成・保有していない。

なお、本件特記仕様書第6条の当該記載部分については、本来は、「坑門工」の「坑門本体工」についての「埋め戻し前」（確認時期）の「不可視部分の出来形（設計図との対比）」（確認項目）を段階確認するよう記載すべきところを誤って記載していたものであり、実際の特定期間工事においては、本来実施すべき段階確認が行われている。

ウ 以上のことから、原処分において本件対象文書を特定したことは誤りであるため、これを取り消すこととするが、審査請求人が求める本件請求文書については、処分庁は作成・保有しておらず不存在である。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討する。

ア 審査請求人が開示を求める文書は、本件請求文書の文言から、特定トンネル工事における「坑門工」の「作業土工」に係る文書であり、「坑門工」の「鉄筋工」に係る文書である本件対象文書を特定したことは妥当ではないと認められる。

イ また、当審査会において、諮問庁から、本件特記仕様書の提示を受けて確認したところ、その第6条には、諮問庁が上記(1)イで説明するとおりに記載されていること及び本件請求文書は当該記載に基づく段階確認に関する文書であることが認められるところ、当該記載は、本来記載すべき内容を誤ったものであり、当該記載どおりの段階確認は実際には行われていないので、当該記載に基づく段階確認に係る文書である本件請求文書は、北陸地方整備局において保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

ウ したがって、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定したことについては、本来不存在により不開示とすべきであったものであるが、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有していないという意味で、結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、北陸地方整備局において本件請求文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、

結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

特定トンネル工事における、デジタル写真の電子データ。具体的には次のとおり。

特記仕様書第6条、段階確認の、坑門工の、作業土工の、埋戻し前の不可視部分の出来形（設計図との対比）の「工事検査時に必要な書類一覧表」の番号11、出来形管理の「行政文書」及び番号14写真管理、番号15写真管理の段階確認の立会を撮影したデジタル写真を電子媒体（CD-R等）で開示すること。

### 2 本件対象文書

（工種）「坑門工」の（種別）「鉄筋工」における「測定結果総括表」、  
「測定結果一覧表」及び「出来形管理図表」